

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第7号

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和53年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「給与条例」という。）<u>附則第3項及び第4項の規定に基づき、給与条例附則第3項の規定による通勤手当（以下「通勤手当」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(船舶の定義)</p> <p>第2条 給与条例<u>附則第3項</u>の人事委員会と協議して教育委員会規則で定める船舶は、高松港と土庄港、草壁港若しくは宮浦港との間又は宇野港と宮浦港との間に運航されている定期航路船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく一般旅客定期航路事業として運航されている船舶をいう。）で航海速度が21ノット以上のもの（宇野港と宮浦港との間に運航されているものにあつては、発着時刻が0時以後6時以前であるものに限る。以下「高速艇」という。）とする。</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例<u>附則第3項</u>の職員たる要件を具備するに至った場合には、高速艇利用届（第1号様式）により、高速艇の利用について、任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。当該届出をした職員が通勤のため負担する高速艇の利用に係る特別料金等（給与条例第22条の3第3項に規定する特別料金等をいう。以下同じ。）の額に変更があつた場合についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により届出をした職員は、給与条例<u>附則第3項</u>の職員たる要件を欠くに至った場合には、第1項の高速艇利用届により、速やかに任命権者に届け出なければならない。ただし、勤務学校を異にする異動によ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「給与条例」という。）<u>附則第4項及び第5項の規定に基づき、給与条例附則第4項の規定による通勤手当（以下「通勤手当」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(船舶の定義)</p> <p>第2条 給与条例<u>附則第4項</u>の人事委員会と協議して教育委員会規則で定める船舶は、高松港と土庄港、草壁港若しくは宮浦港との間又は宇野港と宮浦港との間に運航されている定期航路船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく一般旅客定期航路事業として運航されている船舶をいう。）で航海速度が21ノット以上のもの（宇野港と宮浦港との間に運航されているものにあつては、発着時刻が0時以後6時以前であるものに限る。以下「高速艇」という。）とする。</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例<u>附則第4項</u>の職員たる要件を具備するに至った場合には、高速艇利用届（第1号様式）により、高速艇の利用について、任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。当該届出をした職員が通勤のため負担する高速艇の利用に係る特別料金等（給与条例第22条の3第3項に規定する特別料金等をいう。以下同じ。）の額に変更があつた場合についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により届出をした職員は、給与条例<u>附則第4項</u>の職員たる要件を欠くに至った場合には、第1項の高速艇利用届により、速やかに任命権者に届け出なければならない。ただし、勤務学校を異にする異動によ</p>

る場合は、この限りでない。

(確認及び決定)

第5条 任命権者は、職員から第3条第1項の規定による届出のうち定期券により高速艇の利用に係る特別料金等を負担する旨の届出があったときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求めることにより確認し、その者が給与条例附則第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。職員から第3条第2項の規定による届出があったときについても、同様とする。

2 略

(支給単位期間)

第6条 給与条例附則第3項第1号の支給単位期間は、第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券の通用期間（当該届出がこれに係る事実の生じた日から15日以内にされたときは同日以後の期間とし、同日から15日を経過した後にされたときは当該届出がされた日以後の期間とする。）（当該定期券の通用期間が6箇月を超えるときは、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める期間）とする。

2 前項に定める期間の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、給与条例附則第3項第1号の支給単位期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3 前2項に定める期間の中途において、給与条例附則第3項第1号に掲げる通勤手当の支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至ったことにより当該通勤手当の支給額が改定されることとなったときの当該通勤手当に係る支給単位期間は、その事実の生じた日の前日に終了する。

4 給与条例附則第3項第2号の支給単位期間は、月の初日から末日までの期間とする。

(特別料金等の額)

第7条 給与条例附則第3項第1号に規定する特別料金等の額は、次の各号

る場合は、この限りでない。

(確認及び決定)

第5条 任命権者は、職員から第3条第1項の規定による届出のうち定期券により高速艇の利用に係る特別料金等を負担する旨の届出があったときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求めることにより確認し、その者が給与条例附則第4項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。職員から第3条第2項の規定による届出があったときについても、同様とする。

2 略

(支給単位期間)

第6条 給与条例附則第4項第1号の支給単位期間は、第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券の通用期間（当該届出がこれに係る事実の生じた日から15日以内にされたときは同日以後の期間とし、同日から15日を経過した後にされたときは当該届出がされた日以後の期間とする。）（当該定期券の通用期間が6箇月を超えるときは、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める期間）とする。

2 前項に定める期間の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、給与条例附則第4項第1号の支給単位期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3 前2項に定める期間の中途において、給与条例附則第4項第1号に掲げる通勤手当の支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至ったことにより当該通勤手当の支給額が改定されることとなったときの当該通勤手当に係る支給単位期間は、その事実の生じた日の前日に終了する。

4 給与条例附則第4項第2号の支給単位期間は、月の初日から末日までの期間とする。

(特別料金等の額)

第7条 給与条例附則第4項第1号に規定する特別料金等の額は、次の各号

に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 給与条例附則第3項第1号の支給単位期間が第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券の通用期間である場合 当該定期券の価額（特別料金等の額に相当する額に限る。）

(2) 略

2 給与条例附則第3項第1号に規定する支給単位期間の月数は、第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券の通用期間の月数（前項第2号に掲げる場合にあつては、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める月数）とする。

3 給与条例附則第3項第2号に規定する特別料金等の額は、同号の支給単位期間における次の各号に掲げる高速艇の利用の区分に応じて当該高速艇の利用回数を当該各号に定める当該高速艇の利用に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 略

ア 給与条例附則第3項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間を除く。第3号において同じ。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券（定期券及び回数乗船券を除く。以下同じ。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。以下同じ。）又は490円

イ 給与条例附則第3項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間（当該支給単位期間に係る第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券が高松港と土庄港との間の往路又は復路のいずれかを通用区間とするものに限る。）と重複する期間に限る。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券により利用した場合 アの規定に準じて人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額

(2) 略

(3) 給与条例附則第3項第2号の支給単位期間に高松港と草壁港との間に運航されている高速艇を回数乗船券又は乗船券により利用した場合

に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 給与条例附則第4項第1号の支給単位期間が第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券の通用期間である場合 当該定期券の価額（特別料金等の額に相当する額に限る。）

(2) 略

2 給与条例附則第4項第1号に規定する支給単位期間の月数は、第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券の通用期間の月数（前項第2号に掲げる場合にあつては、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める月数）とする。

3 給与条例附則第4項第2号に規定する特別料金等の額は、同号の支給単位期間における次の各号に掲げる高速艇の利用の区分に応じて当該高速艇の利用回数を当該各号に定める当該高速艇の利用に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇（発着時刻が20時前であるものに限る。）の利用 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 給与条例附則第4項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間を除く。第3号において同じ。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券（定期券及び回数乗船券を除く。以下同じ。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。以下同じ。）又は490円

イ 給与条例附則第4項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間（当該支給単位期間に係る第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券が高松港と土庄港との間の往路又は復路のいずれかを通用区間とするものに限る。）と重複する期間に限る。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券により利用した場合 アの規定に準じて人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額

(2) 略

(3) 給与条例附則第4項第2号の支給単位期間に高松港と草壁港との間に運航されている高速艇を回数乗船券又は乗船券により利用した場合

それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額又は490円

(4)・(5) 略

- 4 給与条例附則第3項第2号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、22,800円（同号の支給単位期間に係る月の初日から末日までの期間のうち同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間があるときは、22,800円から当該同項第1号に掲げる通勤手当の額のうち当該重複する期間に係る通勤手当の額として人事委員会に協議して教育委員会が定める額を差し引いた額）とする。

それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額又は490円

(4)・(5) 略

- 4 給与条例附則第4項第2号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、22,800円（同号の支給単位期間に係る月の初日から末日までの期間のうち同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間があるときは、22,800円から当該同項第1号に掲げる通勤手当の額のうち当該重複する期間に係る通勤手当の額として人事委員会に協議して教育委員会が定める額を差し引いた額）とする。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。